

指導資料

情報教育 第136号

鹿児島県総合教育センター
平成27年10月発行

対象
校種

幼稚園

小学校

中学校

高等学校

特別支援学校

情報モラルの指導

—スマートフォンを安心・安全に利用するために—

スマートフォン（以下、スマホという。）を含む携帯電話の所持率の増加とともに、ネットトラブルも増加傾向にある。そこで、児童生徒がスマホを安心・安全に利用するためのスマホに係る知識と、指導のポイントについて紹介する。

1 スマホ利用に係る現状

本県調査によると、児童生徒の携帯電話等所持率は、毎年増加傾向であり、そのうち、スマホの所持率も全校種で増加している（図1）。（平成26年度「インターネット利用等に関する調査」[鹿児島県教育庁平成26年9月]）

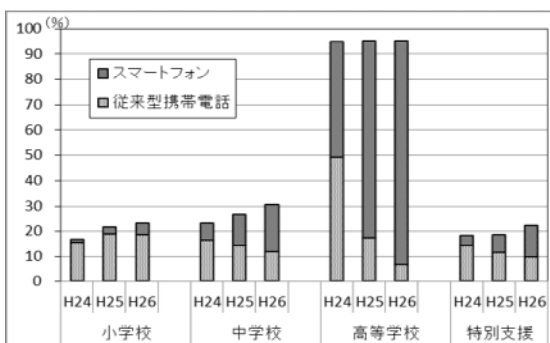


図1 携帯電話等所持率

同調査によると、携帯電話等所持者のフィルタリング設定率とその利用に関する家庭内ルール設定率は表1のとおりである。フィルタリングは5～6割が設定しており、家庭

表1 フィルタリングと家庭内ルールの設定率

	フィルタリング	家庭内ルール
小学校	54.1%	70.8%
中学校	48.2%	59.7%
高等学校	64.6%	33.4%
特別支援	56.9%	70.6%

内ルールについては、小学校及び特別支援学校における設定率が大きく増加したが、学年が上がるにつれてその意識が低くなる傾向である。これらのことから、フィルタリングの設定は、トラブルの未然防止のために必要であること、携帯電話を利用する際のルールについては、家庭でも機会あるごとに話し合う必要があることなど、保護者への啓発をどのようにして更に推進していくかということが課題として挙げられる。

また、「インターネットの長時間利用に関する緊急調査」(鹿児島県教育庁平成26年10月。以下、「緊急調査」という。)によると、小・中学生では8割以上、高校生では9割以上が、学校以外でインターネットを利用して

おり、最も利用率の高い機器は「携帯電話・スマホ」であるという結果であった。

さらに、インターネットの利用目的で最も多かったものが、小学6年生で「ゲーム」、中学生で「音楽、画像、動画の閲覧」、高校生で「※1 LINE 等でのコミュニケーション」という結果であった。これらはいずれも、インターネットを1日3時間以上利用している児童生徒の利用目的とも一致している。このうち、小・中学生は約6割、高校生では9割以上の児童生徒が従来型携帯電話・スマホを利用している。その他の利用目的は表2のとおりであった。

表2 携帯電話・スマホの利用目的

	小6	中	高
音楽、画像、動画の閲覧（学習活動以外）	2	1	2
ゲーム	1	2	3
LINE等でのコミュニケーション	4	3	1
学習活動（調べ物など）	3	4	4
メール	5	5	
ツイッター等でのコミュニケーション			5

（数字は、割合の高さの順番）

2 スマホ利用に係るトラブルとその指導

児童生徒が利用しているスマホの世界は、大人には見えにくい部分が多い。スマホは、従来型の携帯電話に比べ高性能で多機能、小型化され携帯に適した「コンピュータ」であり、とても便利な道具である。

しかし、スマホは、高機能で便利な反面、セキュリティ上の問題や様々なトラブルなど、利用上の注意点もある。

(1) スマホ利用における様々なトラブル

児童生徒のスマホ利用時の主なトラブルは、大きくは次のように集約される。

- ア 無料通話アプリ・SNS 等でのメッセージ交換時のトラブル
- イ 写真や動画の投稿によるトラブル

- ウ 架空・高額請求等、金銭的なトラブル
 - エ 有害サイトへのアクセスによる違法行為や反社会的な行動によるトラブル
 - オ 制限なく利用することによる生活習慣の乱れ（いわゆるネット依存の状態）
- 集約した上記ア～オは、厳密に分けて考えることができないものもあるが、その他の内容も含め、スマホ利用に係る問題点は多岐にわたっている。

(2) 問題事例を用いた指導

スマホ利用に係る問題の事例は、想像以上に数多くのことが存在する。教員も保護者も、児童生徒のスマホ利用に関連し、県内を含め全国で、どのようなことが起こっているのかを知っておく必要がある。表3にその一部を示す。

表3 スマホ利用に係る問題事例

事例	内容
誹謗中傷	・女子中学生が自殺した。彼女のブログに彼女を侮辱する内容があったため告訴した結果、同級生が家裁に書類送致された。
いじめ	・女子中学生が同級生から「ネットいじめ」を受け、3カ月後に自殺していたことが分かった。
動画投稿	・男子中学生が、顔見知りの男子小学生に暴行するなどした様子を動画で撮影し、無料通話アプリに投稿していたことが分かった。
課金・高額請求	・小学生が親のクレジットカードを無断で使い、インターネットでオンラインゲームのゲーム通貨を購入し、親にクレジットカード会社から約30万円という高額な請求書が届いた。
犯罪予告	・少年がインターネットの掲示板に携帯電話から、「○駅車で無差別殺人を決行します。」と書き込み、偽計業務妨害容疑で逮捕された。
性犯罪	・22歳の男が、インターネットの出会い系サイトで知り合った女子中学生を無料通話アプリを通じて呼び出し、わいせつな行為をしたとして逮捕された。
ながらスマホ	・女子高生が、夜間に携帯を操作しながら自転車の片手運転を行い、歩道を歩いていた女性に衝突した。被害者は歩行困難の後遺症が残り、賠償額は約5,000万円。

これらの具体的な問題事例を、新聞やインターネット上の記事等から引用し、事例の背景や問題点を児童生徒に考えさせ、なぜこのようなことが起こったのか、同じような問題を回避するために、自分たちはどうすべきかということなどについて話し合わせたり、生活の記録等の記述のテーマにしたりして、児童生徒に繰り返し学ばせることが大切である。

3 スマホの有益な活用法とその指導

スマホは、児童生徒にとって、連絡手段としての電話の役割よりも、友人間のコミュニケーション、情報発信や情報収集のツールとしての役割が大きい。これらのことを踏まえ、児童生徒には、スマホが簡単にインターネットに接続できるということは、個人のスマホが、世界中のネットワーク・コンピュータ等とつながっているということや、スマホの使い方によっては、人命に関わる事案に対して、加害者にも被害者にもなり得るという強い認識をもたせることが重要である。

(1) フィルタリングの必要性

平成 21 年に「青少年インターネット環境整備法」が施行され、18 歳未満の青少年が従来型の携帯電話やスマホを購入する場合、携帯電話会社は、フィルタリングサービスを提供することが義務付けられ、保護者の同意がないと外せないことになっている。フィルタリングには、大きくは以下の 3 種類があり、年齢や発達の段階、利用目的に応じて、フィルタリングを設定することが、必要である（図 2）。

ア 携帯電話会社が提供する回線のフィ

ルタリング

3G, 4G, LTE など携帯電話会社の回線（電波）を使用する際に、自動的に違法・有害情報の閲覧を防ぐ。

イ Web 型のフィルタリング

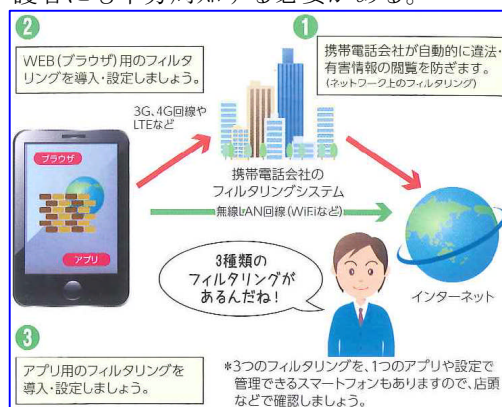
無線 LAN 回線（Wi-Fi）利用時の違法・有害情報の閲覧を防ぐ。^{*2}ブラウザを介して、インターネット上の各種ホームページ等を閲覧する際に有効である。

ウ アプリ用のフィルタリング

機器本体で利用するアプリのインストールや起動を制限する。スマホのアプリからしか利用できないサービスもあるので、この設定が必要となる。

スマホの場合、上記アのフィルタリング設定だけでは、トラブルの未然防止への効果が薄いとされる。また、携帯音楽プレイヤーやゲーム機もインターネットに接続できるものが多く、スマホと同様に動画閲覧やコミュニケーションに利用している児童生徒もいる。よって、これらについても、適切なフィルタリングを設定することが必要である。

フィルタリングの設定方法は各機種によって異なるので、販売店や説明書等で必ず確認するようにしたい。このことは、保護者にも十分周知する必要がある。



(2) 指導の内容

従来型の携帯電話、そしてスマホは、「危

険だから、児童生徒に持たせるべきではない」という考え方は、以前からよく言われていたことだが、情報社会の今、児童生徒にそれらを持たせないことで現実の問題を回避しようというスタンスは時代の流れに合致しない。そこで、安全に賢く使うための指導を丁寧に行うことが、児童生徒の現在及び将来に有効であるということ

を学校と家庭、社会で共有する必要がある。問題となる事例や危険な事例を紹介しつつ、それらへの対策や有益な活用法を指導する際の内容例を以下に示す。

ア スマホ所持の目的を確認する。

- ・ 利用時間等、学校や家庭でのルール
- ・ 連絡手段としての必要性
- ・ 使用可・不可の場所の確認

イ トラブルの事例を知る。

- ・ 安易な個人情報登録による危険性
- ・ なりすまし、ネット詐欺等の犯罪
- ・ その他、前述の2 (2)の問題事例等

ウ 危険回避の方法を考える。

- ・ 問題事例と関連の法律
- ・ 適切なコミュニケーション
- ・ フィルタリングとウィルス対策

エ 感覚を磨く。

- ・ 利用に際し、「これは大丈夫か？問題はなにか？」という認識
- ・ 困ったときの相談相手（家族、友人、先生等）の確認
- ・ 時間の使い方（依存性の問題）
- ・ 発信・登録する情報への責任（出してしまった情報の完全消去は不可能）
- ・ ハンドル（ニックネーム）や匿名での投稿（匿名でも個人の特定は可能）

(3) 指導の視点

スマホ利用の指導では、一方的に知識や対処法を教えるのではなく、児童生徒が話し合い活動等を通じて、自ら考える活動を重視する。その際の指導の視点を以下に示す。

ア 三つの力を養うという視点

- ・ 情報の発信や受信に、責任をもって対応する力
- ・ 接した情報の確かさや重要性、問題の有無を判断する力
- ・ スマホやインターネットの利用時間や目的の善し悪しを考え、次の行動を自制する力

イ 二つの意識を育むという視点

- ・ 道徳や社会のルール、法律を守るという規範意識
- ・ 個人情報漏えい防止や人命尊重と
いう危機管理意識

スマホに限らず、どんなに便利なツールでも、使い方によっては危険が生じる。スマホの利用についてはその影の部分が注目されがちだが、危険性を十分に認識させた上で、ツールとして賢く安全に利用できる児童生徒を育成したい。

※1 LINEは、LINE株式会社が提供する無料通話アプリ等のサービス。個人やグループ間でメッセージ交換ができる。緊急調査では、この他に、「カカオトークやSkypeなどでのコミュニケーション」として、利用目的を分類し、調査している。
※2 ブラウザは、インターネット上のウェブページ（ホームページ）の情報を画面上に表示するための閲覧ソフトのこと。例：インターネットエクスプローラー、googleクロムなど。

－ 参考文献 －

- 文部科学省『教育の情報化に関する手引』平成22年10月
- 株式会社情報通信総合研究所『文部科学省委託事業 情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～ 指導の手引き』平成26年3月31日
- 日本文教出版編集部『見てわかる情報モラル 第2版』平成26年3月、日本文教出版
- 竹内和雄著『家庭や学級で語り合うスマホ時代のリスクとスキル』平成26年2月、北大路書房

(情報教育研修課)